

令和7年度廿日市市生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）について

1 要旨

高齢者、障がい者をはじめ誰もが利用しやすい地域公共交通を進める上で、地域公共交通バリア解消促進等事業（バリアフリー化設備等整備事業）を活用し、バリアフリー化に取り組む事業者等を支援するため、廿日市市生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）を策定する。

2 バリアフリー化に取り組む事業者等

事業者	事業内容
なぎさ介護タクシー	スロープ付タクシー車両の導入（1台）
介護タクシー・みやじま	スロープ付タクシー車両の導入（1台）

3 計画の内容

別紙2のとおり

バリアフリー化設備等整備事業

国土交通省
物流・自動車局旅客課

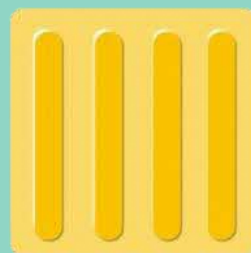
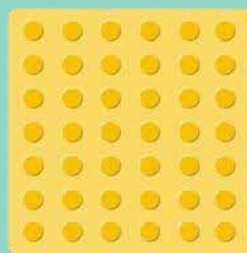
公共交通機関における高齢者・障害者等の移動に係る利便性及び安全性向上の促進等を図るための取組を支援します。

補助対象事業者

乗合バス・タクシー事業者

補助対象経費と補助率

○鉄道駅、旅客ターミナル（バス・旅客船・空港旅客）のバリアフリー化、待合・乗継施設整備（段差の解消※、転落防止設備の整備、視覚障害者誘導用ブロックの整備等）



補助率：1／3

○ノンステップバス・リフト付きバスの導入

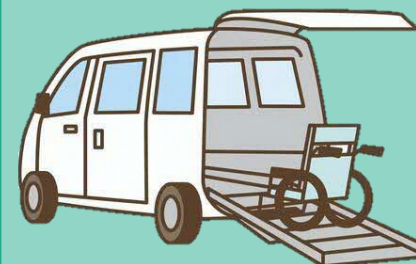


ノンステップバス リフト付きバス

補助率：1／4 又は通常車両価格との差額1／2のいずれか少ない額

※メニューによって上限金額等が異なります。
別表をご確認ください。

○福祉タクシーの導入（UDタクシー含む）



福祉タクシー

補助率：1／3

※メニューによって上限金額・上限台数が異なります。
別表をご確認ください。

※詳細は公募要領・別表をご確認ください。

問い合わせ先

令和7年度 交通DX・GXによる経営改善支援事業等補助金 事務局
メールアドレス：contact@kotsu-dx-gx.jp
コールセンター：0570-200-835

応募・交付申請期間

令和7年9月24日(水)14時～10月7日(火)16時
※マイページは9月12日(金)まで新規受付しております。

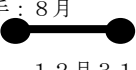
令和 7 年度廿日市市生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

令和 7 年 月 日
 (名称) 廿日市市公共交通協議会
 (代表者名) 会長 長崎 聖

1. 生活交通改善事業計画の名称
令和 7 年度廿日市市生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）
2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性
「市民に必要とされ、誰もが利用しやすい地域公共交通」を進めるため、多様な主体との協働により、新たな価値を創造しながら、住民、通勤・通学利用者などの身近な移動手段となる地域公共交通ネットワークを構築し、市民の暮らしを支えていくことを目指している。 こうした中、高齢化等の進展は著しく、よりきめ細やかな移動手段を確保し、地域団体や交通事業者と一緒に、地域・地区の特性に応じた地域公共交通の確保に取り組むことが必要である。 そのため、この事業の実施により市内の福祉タクシー車両の整備を図り、高齢者や障がい者の移動の円滑化、また、誰もが利用しやすい地域公共交通の確保を目指すものである。
3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果
(1) 事業の目標
高齢者や障がい者の移動の円滑化に向け、福祉タクシー車両の整備が進むことで、「公共交通で安全、快適、円滑に目的地まで移動できると思う市民の割合」を増加させることを目標とする。 ・現状 66.3%（令和 6 年度まちづくり市民アンケート結果） ・目標 75.0%以上（令和 8 年度）
(2) 事業の効果
福祉タクシー車両の整備が進むことで高齢者や障がい者の移動の円滑化が図られ、誰もが利用しやすい地域公共交通の確保が図られる。
4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
(1) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）
(内容) ・スロープ付タクシー車両の導入（1 台）：なぎさ介護タクシー ・スロープ付タクシー車両の導入（1 台）：介護タクシー・みやじま (実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の 3 区分における運賃割引率について) なぎさ介護タクシー：身体・知的・精神 各 1 割引 介護タクシー・みやじま：身体・知的・精神 各 1 割引
(実施事業者（補助対象事業者）における特定地域での減休車の状況について) 該当なし

(2) 関連事項
〈バス車両の導入に係る事業〉該当なし
〈福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業〉該当なし
〈バスターミナルに係る事業〉該当なし

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
令和7年度（当該年度）					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
福祉タクシー 車両の導入	5,300 千円	1,200 千円	千円	千円	4,100 千円
	100.0%	22.6%	%	%	77.4%
	千円	千円	千円	千円	千円
	%	%	%	%	%
合 計	5,300 千円	1,200 千円	千円	千円	4,100 千円
	100.0%	22.6%	%	%	77.4%

6. 計画期間												
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載												
事業の名称	令和7年度				令和8年度				令和9年度			
	4月	8月	12月	3月	4月	8月	12月	3月	4月	8月	12月	3月
福祉タクシー車両 の導入	2台 着手：8月  12月31日完了											

7. 協議会の開催状況と主な議論
令和7年9月26日 廿日市市公共交通協議会で事業計画について審議。

8. 利用者等の意見の反映
特になし

9. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	広島県地域政策局公共交通政策課、広島県土木建築局港湾振興課
関係市区町村	広島市道路交通局公共交通政策部路線バス・生活交通担当課、大竹市市民生活部
交通事業者・交通施設管理者等	広島県タクシー協会、廿日市市建設部維持管理課、廿日市警察署、広島電鉄株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、私鉄中国地方労働組合、市自主運行バス運行事業者等
地方運輸局	広島運輸支局
その他協議会が必要と認める者	広島工業大学教授、廿日市市社会福祉協議会、地域コミュニティ代表等

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 広島県廿日市市下平良一丁目 11 番 1 号

(所 属) 廿日市市建設部交通政策課

(氏 名) 鷹取 勢也・山本 祥士

(電 話) 0 8 2 9 - 3 0 - 9 1 7 8

(e-mail) kotsuseisaku@city.hatsukaichi.lg.jp